

# 被災者支援制度一覧

災害で被害を受けられた市民の方への支援制度と問合せ窓口の一覧です。  
 手続きや内容などでご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。  
 支援対象となる災害の種類や支援対象者の条件等が異なりますので、  
 「被災者支援に関する各種制度の概要」で詳細をご確認ください。

被災状況	No.	支援制度等	対象	支援内容	問い合わせ先
親や子ども等が死亡した	1	災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族	条例で定める額を支給します。	市社会福祉課 援護第1・第2係 0254-28-9226 生活支援係 0254-28-9221
負傷や疾病による障害が出た	2	災害障害見舞金	災害により重い障害を受けた方	条例で定める額を支給します。	同上
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	3	被災者生活再建支援金	住宅が自然災害により全壊等又は大規模半壊した世帯	支援金を支給します。	同上
	4	災害援護資金	負傷又は住居、家財の損害を受けた方	生活の再建に必要な資金をお貸しします。	市社会福祉課 援護第1・第2係 0254-28-9226 ひとり親家庭支援係 0254-28-9222
	5	生活福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯	経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費をお貸しします。	同上
	6	母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭又は寡婦	経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費をお貸しします。	同上
	7	年金担保貸付、労災年金担保貸付	年金受給者	保健・医療や住宅改修資金などを融資します。	独立行政法人福祉医療機構 03-3438-0224
	8	恩給担保貸付	恩給等の受給者	教育費や居住関係費、事業資金等を融資します。	株式会社日本政策金融公庫新潟支店 025-246-2011
子どもの養育・就学を支援してほしい	10	教科書等の無償給与	住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒	教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。	・市教育委員会学校教育課学務係 0254-22-9532 ・新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室 025-280-5606 ・新潟県教育庁高等学校教育課 指導第1係 025-280-5611 私立学校の場合は在籍する学校
	11	特別支援学校等への就学奨励	被災により、新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯	通学費、学用品等を援助します。	・市教育委員会学校教育課学務係 0254-22-9532 ・新潟県教育庁義務教育課 特別支援教育推進室 025-280-5606
	12	小・中学生の就学援助	被害により、就学が困難となった児童・生徒の保護者	就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。	市教育委員会学校教育課学務係 0254-22-9532
	13	高等学校授業料等減免	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒	授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等を徴収猶予、減額又は免除します。	新潟県教育庁財務課財務管理係 025-280-5590
14	大学授業料等減免	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生	授業料等を減額又は免除する場合があります。	在籍する大学	

被災状況	No.	支援制度等	対象	支援内容	問い合わせ先
子どもの養育・就学を支援してほしい	15	国の教育ローン	学生・生徒	入学資金・在学資金等の教育資金を融資します。	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 0570-008656
	16	緊急採用奨学金	災害等により、家計が急変した学生	緊急採用奨学金を貸与します。	在籍する大学
	17	児童扶養手当等の特別措置	障がい者・障がい児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯	児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。	市社会福祉課 ひとり親家庭支援係 0254-28-9222 障がい福祉係 0254-28-9223
税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい	18	地方税の特別措置	災害により、財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	個人住民税、固定資産税、自動車税などの減免、徴収の猶予又は期限の延長をします。	・市税務課 市民税係 0254-28-9321 諸税係 0254-28-9320 固定資産税土地係 0254-28-9323 固定資産税家屋係 0254-28-9322 ・新潟県総務管理部長税務課 県税集中管理室業務第2係 025-280-5051
	19	国税の特別措置	災害により被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	税の軽減、猶予又は延長をします。	新発田税務署 0254-22-3161
	20	国民健康保険又は後期高齢者医療制度に係る税・料、窓口負担の減免等	災害等による収入の減少など、特別な理由により、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に係る税・料、窓口負担の支払いが困難と認められる方	国民健康保険又は後期高齢者医療制度に係る税・料、窓口負担について申請により減免される場合があります。	市保険年金課 国保賦課係 0254-28-9310 国保給付係 0254-28-9311 高齢者医療・年金係 0254-28-9312 国民健康保険、後期高齢者医療制度以外については、ご加入されている医療保険者にご確認ください。
	21	障がい福祉サービス等の利用者負担金の減免	災害等による収入の減少などの特別な理由により、障がい福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方	利用者負担額の減免を講じます。	・市社会福祉課 障がい福祉係 0254-28-9223 ・新潟県福祉保健部障害福祉課 自立支援係 025-280-5918
	22	公共料金・使用料等の特別措置	災害により被害を受けた方	公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。	関係事業者又は管理者
	23	放送受信料の免除	半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方	放送受信料が一定期間免除されることがあります。	日本放送協会 0570-077-077（ナビダイヤル）
	24	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	自然災害により、災害前の住宅ローン等の借入を弁済することができない方など	破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。	ローンの借入先にお問い合わせください
生活に困窮している	25	生活保護	資産や能力等すべてを活用しても生活に困窮する方	困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	市社会福祉課援護第1・第2係 0254-28-9226
	26	生活困窮者自立支援制度	生活に困窮する方	各種支援のほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせ包括的に支援します。	市社会福祉課生活支援係 0254-28-9221
離職後の生活を支援してほしい	27	未払賃金立替払制度	企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者	未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。	・新発田労働基準監督署 0254-27-6680 ・独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663

被災状況	No.	支援制度等	対象	支援内容	問い合わせ先
離職時の生活を支援してほしい	28	雇用保険の失業等給付	事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方などのうち、一定の要件を満たした方	求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を支給します。	新発田公共職業安定所 0254-27-6677
再就職を支援してほしい	29	ハロートレーニング（公的職業訓練）	災害により離職した方のうち、一定の要件を満たした方	無料で職業訓練が受けられます。また、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。	同上
就職活動を支援してほしい	30	職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給	災害により離職を余儀なくされた方	ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。	同上
法的トラブルの解決方法を知りたい	31	法的トラブル等に関する情報提供	どなたでも	法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料でご案内します。	法テラス・サポートダイヤル 0570-078374
	32	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	資力が一定額以下であるなど、一定の要件を満たした方	法的トラブルにあったときに、弁護士又は司法書士による無料法律相談などの援助をします。	同上
住まいを建替え・取得したい	33	災害復興住宅融資（建設）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「罹災証明書」を交付されている方	住宅を建設する場合に融資をします。	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353
	34	災害復興住宅融資（新築住宅購入、中古住宅購入）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「罹災証明書」を交付されている方	新築住宅、中古住宅を購入する場合に融資をします。	同上
	35	災害復興住宅融資（補修）	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「罹災証明書」を交付されている方	住宅を補修する場合に融資をします。	同上
	36	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	自然災害により被害を受けたご返済中の方	返済方法を変更することにより支援します。	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル 0120-086-353
住まいを補修したい	37	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費をお貸しします。	新発田市社会福祉協議会 0254-23-1000
	38	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費をお貸しします。	新発田地域振興局 健康福祉環境部地域福祉課 0254-26-9129
公共賃貸住宅に移転したい	39	公営住宅への入居	低所得の被災者の方	新潟県又は新発田市が整備する公営住宅に入居することができます。	・市社会福祉課庶務住宅係 0254-28-9220 ・新潟県土木部都市局建築住宅課 025-280-5444

被災状況	No.	支援制度等	対象	支援内容	問い合わせ先
公共賃貸住宅に移転したい	40	地域優良賃貸住宅への入居	被災者のうち一定の要件を満たす方	地域優良賃貸住宅に入居することができます。	・市高齢福祉課計画指導係 0254-28-9201 ・新潟県土木部都市局建築住宅課 025-280-5442
土砂等を除去したい	41	障害物の除去	障害物が住家等に運び込まれ、日常生活に支障をきたしている方	関係事業者団体の協力のもと、障害物を除去します。	後日、掲載します
応急的に住宅を修理したい	42	住宅の応急修理	被災者のうち一定の要件を満たす方	関係事業者団体の協力のもと、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。	市建築課 0254-26-3557
宅地を直したい	43	宅地防災工事融資	勧告又は改善命令を受けた方	工事のための費用を融資します。	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353
	44	地すべり等関連住宅融資	一定の要件を満たす方	家屋の移転、住宅の建設又は購入の費用を融資します。	同上
住まいの再建にあたり、耐震化・省エネ化を図りたい	45	住宅の耐震化事業	住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修及び建替え等を行う方	住宅の耐震性の向上等を図る事業です。	・市建築課建築審査係 0254-26-3557 ・新潟県土木部都市局建築住宅課 025-280-5441
	46	長期優良住宅化リフォーム推進事業	本事業の要件を満たすリフォームを行う方	耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、工事費等の一部を補助します。	長期優良住宅化リフォーム推進事業 実施支援室 03-5229-7568
	47	地域型住宅グリーン化事業	本事業の要件を満たす木造住宅の建設または省エネ改修を行う方	省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の建設及び省エネ改修に対して補助を行います。	地域型住宅グリーン化事業 評価事務局 03-3560-2886
	48	リフォーム税制	耐震リフォーム、省エネリフォーム、バリアフリーリフォーム、長期優良住宅化リフォーム等を行い、一定の要件を満たす方	工事内容に応じて、所得税の控除や固定資産税の減額を受けることができます。	・新発田税務署 0254-22-3161 ・市税務課 固定資産税土地係 0254-28-9323 固定資産税家屋係 0254-28-9322

(参考) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法に基づき、市が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。

罹災証明書により証明される被害程度としては、「住宅全壊」「住宅半壊」等があり、一定の基準に基づきそれらの判定が行われます。